## 地籍調査(国土調査)成果交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 富士河口湖町長

申請地について、当時の調査が平板測量により行われたため、本来の筆界点の 座標値は存在しませんが、法務局の地図情報のコンピュータ化に伴い地図からの 読み取り数値を成果としています。上記の内容を充分に理解し、<u>参考資料として</u> のみ利用することを承諾し、地籍調査成果の交付を申請します。

申請人(窓口に来た人)	住所							
	氏名				電話			
土地所有者	住所							
	氏名				電話			
使用目的 (該当する目的に <b>レ</b> 記入)	□ 境界標の復元 □			□ 不動産登記 □ 不動産登記 □ 不動産登記	(地積	更正)		
必要とする 土地の所在番地	富士河口	1湖町						
成果の種類(該当する種類にレ記入)	<ul><li>□ 一筆図形(筆界点座標リスト・図根点座標リストあり)</li><li>□ 一筆図形(座標リストなし)</li><li>□ その他( )</li></ul>							
注意事項	<ul><li>座標</li><li>土地</li></ul>	<ul> <li>座標値には国土調査法施行令第 15 条(誤差の限度)に定める誤差を含みます。</li> </ul>						

事	受付	調査区	備考	確認印			
務	文刊	则且.[스	1	課長	課員	担当者	
事務処理欄	年 月 日		手数料 円				